

○東京都職員共済組合個人情報の保護に関する要綱

令和五年一二月一五日

五共管総第六四五号

(目的)

第一条 この要綱は、東京都職員共済組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、事業の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(組合及び組合の職員の責務)

第二条 組合は、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 組合の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(教育訓練)

第三条 組合は、個人情報の適切な管理のために、所属職員に対して、個人情報保護の重要性及び個人情報の適正管理等に関する理解と関係規定遵守の徹底が図られるよう必要な指導及び教育を行わなければならない。

(委託先の監督)

第四条 組合は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を委託先とし、契約書、覚書等に個人情報の保護に関する次の事項を明記し、委託を受けた者（以下「受託者」という。）に遵守させるとともに、受託者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 一 秘密の保持に関する事項
- 二 個人情報の第三者への提供の禁止に関する事項
- 三 個人情報の委託目的以外への使用の禁止に関する事項
- 四 事故発生時の報告等に関する事項
- 五 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- 六 個人情報の管理方法等に関する事項
- 七 立入り調査の実施に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(再委託)

第五条 受託者は、組合の許諾を得た場合に限り、個人情報の取扱いの全部又は一部の再委託をすることができる。

- 2 前項の規定により再委託を受けた者は、受託者とみなして、前項及び次項の規定を準用する。
- 3 再委託を認める場合は、受託者が当該再委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、監督を行わなければならない。

(事態発生時の対応)

第六条 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態の発生又はその兆候を察知した場合の対応は、別に定めるところによるものとする。

(開示)

第七条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、閲覧又は視聴による開示を請求することができる。

- 2 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の開示にかかる取扱いについては、別に定める。

(一部開示)

第八条 組合は、開示請求に係る保有個人データに不開示情報が含まれている場合において、不開示

情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときであつて、かつ区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第九条 組合は、開示請求があつた日の翌日から起算して十四日を標準処理期間として、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人データの全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人データが存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、当該保有個人データの存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人データが記録された請求対象文書を保有していないときの当該決定を含む。）をしなければならない。ただし、第十四条第七項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 組合は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく保有個人データ開示決定通知書（別記第一号様式）、保有個人データ一部開示決定通知書（別記第二号様式）又は保有個人データ不開示決定通知書（別記第三号様式）により、その旨を通知しなければならない。

3 組合は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に開示決定等をするることができないときは、開示請求があつた日から六十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、組合は、決定期間延長通知書（別記第四号様式）により、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に通知しなければならない。

4 組合は、第一項の規定により開示請求に係る保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第二項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 組合は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有個人データに組合以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有個人データがあるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

(開示の方法)

第十条 保有個人データの開示を閲覧、視聴又は写しの手交により行う場合は、組合が前条第二項に規定する通知書より指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、組合に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人データの本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で第十四条第六項に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 保有個人データの開示は、当該保有個人データが、文書、図面又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの手交若しくは送付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの手交若しくは送付により、電磁的記録に記録されているときは視聴、閲覧、写しの手交又は送付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。

3 組合は、開示請求に係る保有個人データが記録された文書等を直接開示することにより、当該保有個人データが記録された文書等の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有個人データが記録された文書等の写しにより開示することができる。

(保有個人データの存否に関する情報)

第十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人データが存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、組合は、当該保有個人データの存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正等の請求に対する決定)

第十二条 組合は、訂正等の請求があつた日から三十日を標準処理期間として、必要な調査を行い、訂正等の請求をした者（以下「訂正等の請求者」という。）に対して、訂正等の請求に係る保有個人

データの訂正等をする旨又は訂正等をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第十四条第七項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 組合は、前項の規定による訂正等をする旨の決定をしたときは、当該訂正等の請求に係る保有個人データの訂正等をした上、訂正等の請求者に対し、保有個人データ訂正決定通知書（別記第五号様式）により遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等の請求者に対し、保有個人データ不訂正決定通知書（別記第六号様式）により遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 4 組合は、第一項の規定による訂正等をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による保有個人データ不訂正決定通知書にその理由を付記しなければならない。
- 5 第九条第三項及び第五項の規定は、訂正決定等について準用する。

（利用停止等の請求に対する決定）

第十三条 組合は、利用停止等又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求があった日から三十日を標準処理期間として、必要な調査を行い、利用停止等の請求をした者（以下「利用停止等の請求者」という。）に対して、利用停止等の請求に係る保有個人データの利用停止等をする旨又は利用停止等をしない旨の決定（以下「利用停止等決定等」という。）をしなければならない。ただし、次条第七項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

- 2 組合は、前項の規定による利用停止等をする旨の決定をしたときは、当該利用停止等の請求に係る保有個人データの利用停止等をした上、利用停止等の請求者に対し、保有個人データ利用停止等決定通知書（別記第七号様式）により遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による利用停止等をしない旨の決定をしたときは、利用停止等の請求者に対し、保有個人データ利用不停止等通知書（別記第八号様式）により遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 4 組合は、第一項の規定による利用停止等をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
- 5 第九条第三項及び第五項の規定は、利用停止等決定等について準用する。

（開示等の請求等の方法）

第十四条 法第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）は、それぞれ次の請求書を理事長に対して持参又は郵送により提出することにより行うものとする。

- 一 法第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求 請求書（保有個人データ開示請求）（別記第九号様式）
 - 二 法第三十二条第二項の規定による求め、法第三十四条第一項の規定による請求、法第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求 請求書（保有個人データ訂正等請求等）（別記第十号様式）
- 2 訂正等の請求をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。
 - 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - 二 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人
 - 4 前項の規定により代理人が開示等の請求等を行う場合は、次のとおり委任状を請求書に添えて提出し、又は提示しなければならない。
 - 一 法第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求 委任状（保有個人データ開示請求）（別記第十一号様式）

- 二 法第三十二条第二項の規定による求め、法第三十四条第一項の規定による請求、法第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求 委任状（保有個人データ訂正等請求・利用停止等請求・利用目的の通知の求め）（別記第十二号様式）
- 5 開示等の請求等を行う者は、当該開示等の請求等を行う者が本人又は前項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類を開示等請求書に添えて提出し、又は提示しなければならない。
- 6 前項に規定する確認は、次のとおり行うものとする。
- 一 本人が請求する場合
- イ 開示等の請求等を行う者が提出又は提示する次に掲げる書類のうちいずれかの書類で行う。
個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって組合が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）
- ロ 婚姻等により、開示等の請求等を行ったときの氏名が請求等の内容の氏名と異なる場合は、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を併せて求めるものとする。
- 二 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人が請求する場合
- イ 代理人本人であることの確認は、前号に掲げる書類で行う。
- ロ 本人が未成年者又は成年被後見人であること及び開示等の請求等を行う者が当該本人の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認は、開示請求者が提出又は提示する戸籍謄本、登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）による。）その他法定代理関係を確認し得る書類で行う。
- 三 開示等の請求等をするにつき本人から委任を受けた代理人が請求する場合
- イ 代理人本人であることの確認は、第一号に掲げる書類で行う。
- ロ 開示等の請求等を行う者が本人が委任した代理人であることの確認は、第五項の本人の署名及び押印が付された委任状（開示等の請求等の前三十日以内に作成されたものに限る。）並びに本人の第一号に掲げる書類で行う。
- 7 組合は、請求書（保有個人データ開示請求）又は請求書（保有個人データ訂正等請求等）に形式上の不備があると認めるときは、開示等の請求等を行う者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることとし、開示等の請求等を行う者が当該期間内に補正に応じないときは、開示等をしない旨の決定を行う。

（手数料）

第十五条 組合は、法第三十三条第一項の規定により保有個人データの開示を写しの手交又は送付の方法により行うときは、別表に定めるところにより、手数料を徴収するものとする。

（補則）

第十六条 個人情報の保護に関する法律その他関連する法令等及びこの要綱に定めるもののほか、組合における個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和五年十二月二十二日から施行する。